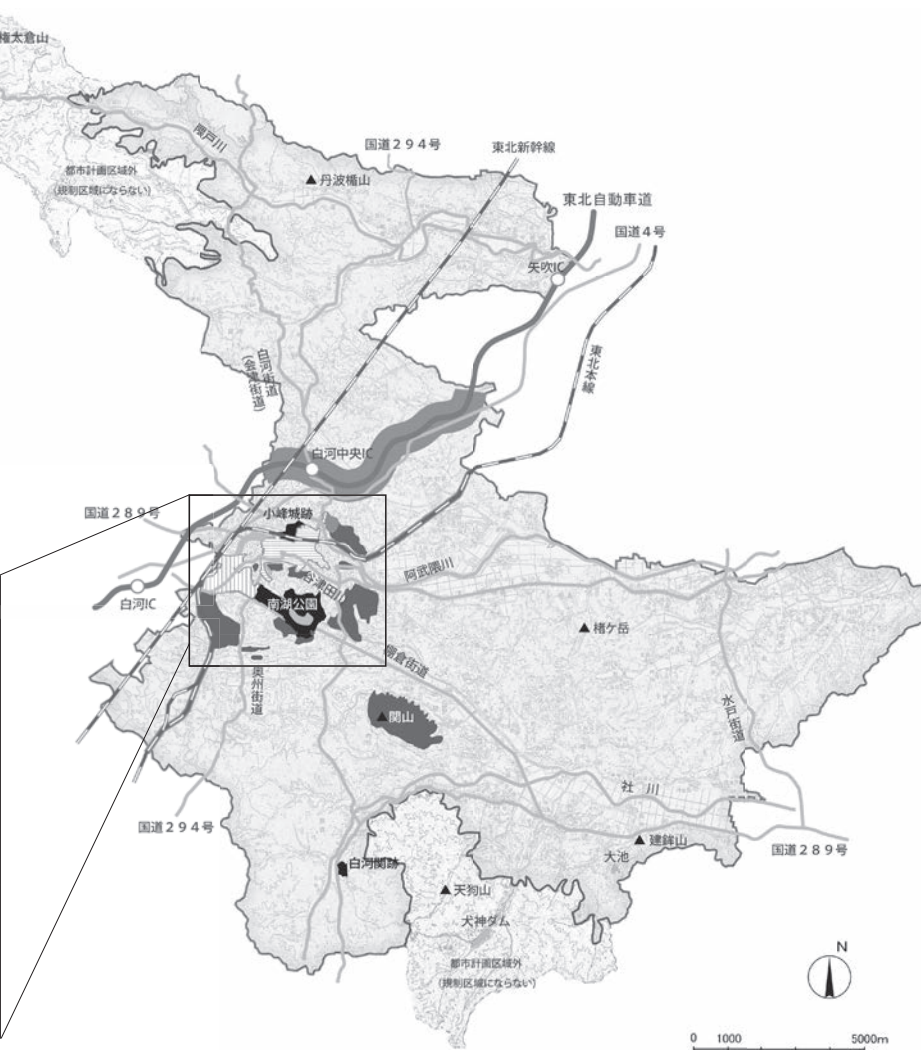


■屋外広告物の許可地域区分

■凡例

市域	県条例の許可基準を適用
第一種特別規制区域	
第二種特別規制区域	
第一種普通規制区域	
第二種普通規制区域	市条例による許可基準を設定
景観計画重点区域	
○小峰城跡・白河駅周辺地区	
○南湖公園周辺地区	
○白河関跡周辺地区	
景観計画推進区域	
○城下町地区	
新白河駅周辺地区	



■改修等補助金

市では、条例の規定に適合するために行う広告物の改修または撤去等の工事に対し、費用の一部を補助します。

■屋外広告物条例施行後の普及・啓発等の取り組み

条例の施行後は、広告物の質的向上を目指し、条例の許可基準に加え、高さ・面積・色彩・材料等の広告物の表示および設置に関する推奨基準を盛り込んだ広告物ガイドラインを策定し、良好な景観形成の模範となる屋外広告物をたたえる表彰制度等を設けます。

あわせて、広告物を設置する方や事業者の皆さんの広告景観に対する意識向上を図る支援を行い、良好な広告物のあり方の普及・啓発を推進していきます。



市屋外広告物等に関する条例を施行

市では、4月1日から、「白河市屋外広告物等に関する条例」(以下市条例)を施行します。美しい景観を守るために屋外広告物の取り組みを進めていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。今月号では、市条例の内容や取り組みなどを紹介します。

本庁舎都市計画課 内2287

■市条例の主な内容

1 許可基準

市全域では、福島県屋外広告物条例(以下県条例)の許可基準を適用していますが、景観計画重点区域や推進区域、南湖から那須連邦への眺望に影響のある新白河駅周辺地区に、新たな基準を設けています。

2 経過措置

県条例の基準に適合している屋外広告物であっても、市条例の施行により基準に適合しなくなるものは、6年以内に改修または撤去等をお願いすることになります。

3 自己用広告物の設置基準が変更

県条例では、自己用広告物(自己の事業所等に、自己の店名や商標または事業や営業の内容等を表示する広告物)に対し許可不要の設置基準があり、適合すれば許可が不要となっていました。

市条例では、良好な景観形成のため、自己用広告物の高さや色彩等の設置基準を設けています。

広告物の表示面積によっては、許可申請が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■屋外広告物とその種類

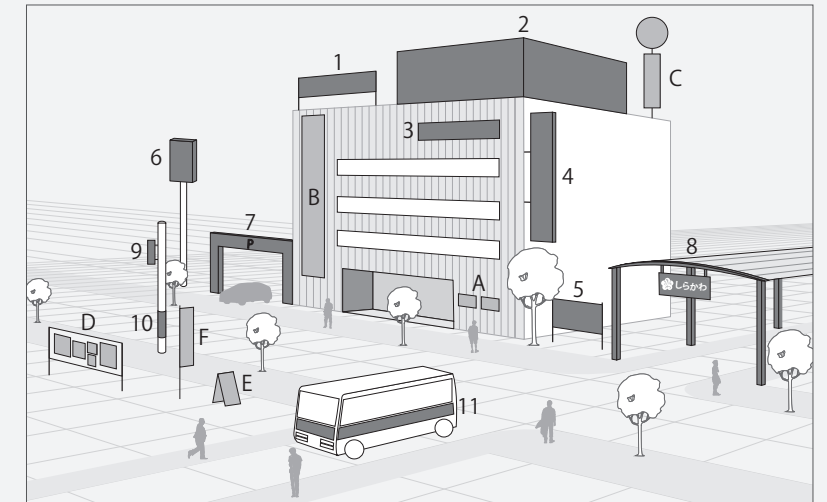
「常時または一定の期間、継続して屋外で公衆に表示されるもの」を屋外広告物(以下広告物)といいます。その種類は多く、建物の屋上や壁面などに設置されるもの、直接建て植えされた広告板のほか、貼紙、貼札、立看板、のぼり旗など様々な種類があり、商業広告だけでなく、営利を目的としないものも該当します(右図参照)。

■屋外広告物のルールとは

良好な景観の形成や公衆に対する危害防止の目的から、広告物を表示できない地域や物件などのほか、広告物の大きさや高さ、色彩などを定めています。広告物を表示または設置するときは、事前に許可が必要となります。

なお、屋外広告物業の登録に関する規定は、県条例が適用されます。

《屋外広告物の種類》



- 固定広告物
 1. 屋上利用広告板
 2. 屋上利用広告塔
 3. 壁面利用広告板
 4. 壁面突出広告板
 5. 建植広告板
 6. 建植広告塔
 7. アーチ広告塔
 8. アーケード利用広告板
 9. そで看板
 10. 巻たて看板
 11. 車体外面広告板
- 簡易広告物
 - A. はり紙
 - B. 広告幕
 - C. 気球利用広告物
 - D. はり札等
 - E. 立看板等
 - F. 広告幕